

議案第 3 8 号

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市都市計画関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 2 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 ～ 9 [略]		1 ～ 9 [略]	
1 0 宅地造成及び特 定盛土等規制法（昭 和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「盛土規 制法」という。）第 1 2 条第 1 項の規定 による宅地造成又は 特定盛土等に関する 工事の許可の申請に 対する審査			
(1) 盛土又は切土を する土地の面積が 5 0 0 平方メート ル以内のもの	1 件につき 1 6 , 0 0 0 円		
(2) 盛土又は切土を する土地の面積が 5 0 0 平方メート ルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以 内のもの	1 件につき 2 8 , 0 0 0 円		
(3) 盛土又は切土を	1 件につき 4 0 ,		

する土地の面積が 1, 000平方メ ートルを超え2, 000平方メート ル以内のもの	000円	
(4) 盛土又は切土を する土地の面積が 2, 000平方メ ートルを超え3, 000平方メート ル以内のもの	1件につき 58, 000円	
(5) 盛土又は切土を する土地の面積が 3, 000平方メ ートルを超え5, 000平方メート ル以内のもの	1件につき 73, 000円	
(6) 盛土又は切土を する土地の面積が 5, 000平方メ ートルを超え1ヘ クタール以内の もの	1件につき 98, 000円	
(7) 盛土又は切土を する土地の面積が 1ヘクタールを超 え2ヘクタール以 内のもの	1件につき 151 , 000円	
(8) 盛土又は切土を する土地の面積が 2ヘクタールを超 え4ヘクタール以 内のもの	1件につき 233 , 000円	
(9) 盛土又は切土を する土地の面積が 4ヘクタールを超 え7ヘクタール以 内のもの	1件につき 368 , 000円	
(10) 盛土又は切土を する土地の面積が 7ヘクタールを超 え10ヘクタール 以内のもの	1件につき 526 , 000円	
(11) 盛土又は切土を する土地の面積が 10ヘクタールを 超えるもの	1件につき 684 , 000円	
11 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる宅地造成又は特	変更許可申請1件 につき、次に掲げる 額を合算した額。た	

定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。） (2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 (3) その他の変更	だし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。 盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項に規定する額 11,000円
12 盛土規制法第12条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの (2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (3) 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (4) 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メー	1件につき 12,000円 1件につき 15,000円 1件につき 18,000円 1件につき 22,000円

トルを超え 3, 0 0 0 平方メートル 以内のもの (5) 土石の堆積を行 う土地の面積が 3 , 0 0 0 平方メー トルを超え 5, 0 0 0 平方メートル 以内のもの (6) 土石の堆積を行 う土地の面積が 5 , 0 0 0 平方メー トルを超え 1 ヘク タール以内のもの (7) 土石の堆積を行 う土地の面積が 1 ヘクタールを超え 2 ヘクタール以内 のもの (8) 土石の堆積を行 う土地の面積が 2 ヘクタールを超え 4 ヘクタール以内 のもの (9) 土石の堆積を行 う土地の面積が 4 ヘクタールを超え 7 ヘクタール以内 のもの (10) 土石の堆積を行 う土地の面積が 7 ヘクタールを超え 1 0 ヘクタール以 内のもの (11) 土石の堆積を行 う土地の面積が 1 0 ヘクタールを超 えるもの	1 件につき 3 2, 0 0 0 円 1 件につき 3 5, 0 0 0 円 1 件につき 4 2, 0 0 0 円 1 件につき 5 7, 0 0 0 円 1 件につき 7 7, 0 0 0 円 1 件につき 1 1 3 , 0 0 0 円 1 件につき 1 3 6 , 0 0 0 円
1 3 盛土規制法第 1 6 条第 1 項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対す る審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の変 更（次号のみに 該当する場合を除	変更許可申請 1 件 につき、次に掲げる 額を合算した額。た だし、その額が 1 3 6, 0 0 0 円を超え るときは、その手数 料の額は、1 3 6, 0 0 0 円とする。 土石の堆積を行う 土地の面積（次号に 規定する変更を伴う 場合にあっては変更

く。)	前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更	新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円
14 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付	
(1) 盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	1件につき 3,000円
(2) 盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 7,000円

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。